

第1189回 高知市教育委員会 8月定例会 議事録

1 開催日 平成29年8月29日(火)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第36号 高知市春野文化ホールピアステージ等指定管理者審査委員会委員の委嘱等について

日程第3 市教委第37号 高知市立鏡公民館等指定管理者審査委員会委員の委嘱について

日程第4 市教委第38号 高知市立市民図書館鏡分室指定管理者審査委員会委員の委嘱について

日程第5 市教委第39号 平成29年9月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について

報告 ○全国学力・学習状況調査の結果について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	横 田 寿 生
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	弘 瀬 健一郎
	教育次長	高 岡 幸 史
	教育政策課長	和 田 典 子
	教育政策課教育企画監	和 田 広 信
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	教育環境支援課長	岩 原 圭 祐
	生涯学習課長	池 上 哲 夫
	市民図書館長(参事)	貞 廣 岳 士
	教育政策課長補佐	吉 本 忠 邦
	教育政策課総務担当係長	横 田 由 紀 子
	教育政策課主任	北 岡 美 樹

1 平成29年8月29日（火） 午後3時00分～午後4時25分
（たかじょう5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後3時00分

横田教育長

第1189回高知市教育委員会8月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は西森委員さん、お願いいたします。

西森委員

はい。

横田教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第36号「高知市春野文化ホールピアステージ等指定管理者審査委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、公の施設の指定候補者の選定に係る審査を行うため、高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則第3条に基づき、委員の委嘱又は任命について説明させていただきます。

今回の審査対象施設は、高知市春野文化ホールピアステージ、高知市春野郷土資料館及び春野市民図書館でございます。

3ページをご覧ください。今回、委嘱又は任命を予定しております審査委員会委員名簿でございます。名簿の上から谷脇禎哉総務部副部長、田村弘樹財務部副部長、高岡幸史教育次長は同規則第3条第2項によるものでございます。

次に同規則第3条第1項の対象施設に関して専門的な知識又は識見を有する委員として委嘱する方4名のご説明をいたします。

4番、金本康さんは、指定管理者選定手続ガイドラインにより、選任する者のうち1名は応募団体の財務状況等の審査の専門性向上のため、税理士、公認会計士等の専門的知識を有する者を選任することとされていることから四国税理士会から推薦をいただいた方でございます。

5番の川田真由美さんは、高知市社会教育委員であり、また高知県スポーツ振興財団の評議員であります。また、市民図書館協議会委員としての経歴もあり、地元春野地区の文化活動等に識見、知識を有する者として選任するものです。

6番、古谷純代さんは、高知市行政改革推進委員会委員であり、また高知市文化プラザ指定管理者審査委員会の委員として昨年審査していただいたことから、文化施設について知識を有する者として選任するものです。

最後に、高知県立高知城歴史博物館館長の渡部淳さんは、高知市文化振興審議会委員として博物館を含め、高知の文化行政全般について知識を有する者として選任するものでございます。

委嘱期間は、1回目の審査を予定しております平成29年10月13日から平成30年3月31日までの予定です。以上でございます。

横田教育長

この件に関して質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

横田教育長

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第36号「高知市春野文化ホールピアステージ等指定管理者審査委員会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第36号は原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第37号「高知市立鏡公民館等指定管理者審査委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、公の施設の指定候補者の選定に係る審査を行うため、高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則第3条の規定に基づく委員の委嘱についてご説明させていただきます。

この施設は、高知市鏡文化ステーションR I O、高知市立鏡公民館、高知市ギャラリー白雲、高知市立市民図書館鏡分室からなる複合施設ですが、施設全体の管理は高知市鏡文化ステーションR I Oが担当しており、所管している農林水産部がその指定管理者審査委員会等の手続をしております。その進捗に併せて、教育委員会が所管する施設についても規則に基づいてそれぞれ指定管理者審査委員会を設置するものであり、本件における審査対象の施設は高知市立鏡公民館及び高知市ギャラリー白雲でございます。

5ページをご覧ください。今回、委嘱を予定しております審査委員会委員名簿でございます。名簿の上から谷脇禎哉総務部副部長、田村弘樹財務部副部長、狩場信壽農林水産部副部長は同規則第3条第2項によるものでございます。

次に、同規則第3条第1項の施設に対して専門的な知識又は識見を有する委員として委嘱する方、4名のご説明をいたします。

4番の福田善乙さんは、地域経済の実態調査と地域活性化政策を専門とする研究者で、高知短期大学学長代理等を務められている経歴から、地域振興に関する専門的な知識を有する者として、また市民図書館運営協議会委員としても経験があり、図書館に関する知識を有する者としても選任するものです。

5番の高橋政継さんは、鏡地区区長会会長であり、鏡地域全般の実情に詳しく当該施設に関する識見を有する者として選任するものです。

6番の山脇深さんは、高知市を担当する高知県の地域産業振興監であり、当該施設等を核とする地域振興政策に専門的知識を有する者として選任するものです。

7番の楠本照夫さんは、指定管理者選定手続ガイドラインにより、選任する者のうち1名は応募団体の財務状況等の審査の専門性向上のため税理士、公認会計士等の専門的知識を有する者を選任することとされていることから、四国税理士会から推薦をいただいた方でございます。

委嘱期間は1回目の審査を行う平成29年10月11日から平成30年3月31日までの予定です。以上で
ございます。

横田教育長

この件に関して質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

特に委員に女性はいらっしゃらないのですね。多分、これは充て職とかでもう難しいんでしょう
ね。

生涯学習課長

この名簿の1番、2番、3番の委員はそれぞれ規則で定められたということになっておりますの
で申し訳ございませんが、女性がいないということになっております。

森田委員

先ほどの話の続きですが、今後の検討の余地はあるのでしょうか。

生涯学習課長

1番、2番、3番の委員は行政職の充て職ですので、それぞれの任用に女性が来ることを待つし
かないんですが、4番以降については、税理士協会からの推薦もこちらでコントロールはできない
んですが、4番、5番、6番の委員については次回以降、できるだけ女性を選ぶように農林水産部
と共有して進めることはできると考えてます。

森田委員

できるだけ女性を選ぶというか、女性の中でこういう詳しい方がおられる、私たちも地域でお詳
しい方をお呼びするときに女性ですごく頑張ってる方とかもいらっしゃるの、委員内から発掘し
ていただければと思います。

横田教育長

後の市民図書館の鏡分室も関連しますが、他の部局と合同して人選、委嘱の必要なものにつ
いては、人選の段階から共同体制で進めてもらうようにお願いします。どうしても本体は他の部局が
所管をしますので、その一部に教育委員会関連の施設がある関係で、どうしても大きなところを
主導的に進めてしまいますけれども、その結果こうしたことになっていきますので、次回以降、そ
ういう点はよく考えて検討してもらうようにお願いします。

生涯学習課長

はい。

横田教育長

よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

横田教育長

他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第37号「高知市立鏡公民館等指定管理者審査委員会委員の委嘱について」は原案のとおり
決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第37号は原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第38号「高知市立市民図書館鏡分室指定管理者審査委員会委員の委嘱につ
いて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

市民図書館長

市民図書館鏡分室指定管理者審査委員会は、ほぼ市教委第37号の鏡公民館とギャラリー白雲と同一でございます。同一委員の中で同一開催ということで、内容は簡略して説明をさせていただきます。同じように、この指定管理で市民図書館鏡分室が指定管理の枠内にしてるのは、あくまで施設管理の維持に入っており、この委員会が設置されてという話になります。図書館事業自体は業務委託をしておりますので別物になります。説明は以上でございます。

横田教育長

この件に関して質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

横田教育長

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第38号「高知市立市民図書館鏡分室指定管理者審査委員会委員の委嘱について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第38号は原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第39号「平成29年9月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

予算議案と予算外議案について説明をさせていただきます。別にお配りしております「平成29年9月市議会定例会提出議案一覧」と書かれた資料と「平成29年9月市議会定例会提出議案資料集」と書かれた資料がございますが、そちらに沿ってご説明をいたします。

9月市議会定例会に提出いたします予算議案は17件、予算外議案は10件でございます。

初めに予算議案でございます。まず一覧の1ページをお願いいたします。

(1)「学校安全対策事業費」につきましては、昭和53年に施工されました高知商業高等学校の野球場北側にありますコンクリートの擁壁につきまして、擁壁の補強部分のコンクリートが剥離しているなど、状態に変化が見られることから倒壊の危険性の有無を確認するため、ボーリング調査等を実施するもので、補正額600万円をお願いするものでございます。

次に(2)「施設整備費」でございます。高知市文化プラザかるぼーと大ホールの舞台照明設備につきましては、ホールを開館いたしました平成13年に設置したものでございますが、経年劣化のため、操作不能となる等の不具合が生じております。また、主幹盤や調光盤などの機器につきましても耐用年数を超えておまして、設備機器の更新が必要となっておりますことから、補正額5,500万円をお願いするものでございます。

次に(3)から(8)までの6件につきましては、新図書館等複合施設「オーテピア」の開館に向けた事業費の補正予算についてでございます。(3)「高知みらい科学館協議会委員報酬」から(8)「高知みらい科学館運営事業費」までの事業費は総額3,124万2,000円の補正となります。県市の費用負担につきましては、施設維持管理に関するものは県市で10対7、それ以外の事業費につきましては、科学館事業を含め県市折半となっており、歳入として全ての事業に県負担がございます。内容につきましては「オーテピア」が本年12月に竣工いたしますことから、平成30年1月以降の施設維持管理や高知みらい科学館における開館準備体制を整えるための費用について補正をお願いするものでございます。

まず(3)ですけれども「高知みらい科学館協議会委員報酬」につきましては、高知みらい科学館の運営に関しまして、教育委員会の諮問に応じて意見を述べる機関として高知みらい科学館協議会を設置することに伴いまして、委員報酬の支払いが必要となるもので、7万2,000円の補正を行うものでございます。

次に(4)「高知みらい科学館長報酬」につきましては、本年11月から設置する高知みらい科学館の館長に対する報酬として、163万1,000円の補正を行うものでございます。なお、館長の報酬につきましては、類似施設であります高知市自由民権記念館長と同額の月額32万6,000円としております。

次に(5)「オーテピア高知図書館施設管理費」でございます。オーテピア高知図書館に係る平成30年1月からの光熱水費、施設警備費等の経費といたしまして、2,446万5,000円の補正を行うものでございます。

次に(6)「オーテピア高知図書館運営事業費」でございます。オーテピア高知図書館に係る平成30年1月からの電話代、コピー機の賃貸借等の運営に要する費用で、31万3,000円の補正を行うものでございます。

次に(7)「高知みらい科学館施設管理費」でございます。高知みらい科学館に係る平成30年1月からの光熱水費、施設警備費等の経費といたしまして、283万円の補正を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。(8)「高知みらい科学館運営事業費」でございます。高知みらい科学館に係る平成30年1月からの臨時職員2名の賃金、電話代、コピー機の賃貸借等が必要となるもので、193万1,000円の補正を行うものでございます。

続きまして、(9)から(17)までは債務負担行為の設定についてでございます。

まず、(9)「土佐山学舎英語教育推進事業業務委託に係る債務負担行為の設定」について、本事業は高知市立義務教育学校土佐山学舎において、義務教育9年間を通した英語教育を推進するため、同校にネイティブスピーカーを設置し、民間企業のノウハウをいかした「土佐山学舎」独自のカリキュラムを作成するとともに、グローバル社会に適応する新たな英語教育を推進するものでございまして、これまで平成27年度から29年度までの3か年、委託により実施をまいりました。現在の契約が本年度末をもちまして終了となりますことから、新たに事業者との委託契約を締結し、平成30年4月から事業を実施するもので、受託事業者に必要な準備期間を確保する必要がありますので、本年11月から事業者の募集を開始し、来年2月には受託事業者を決定したいと考えております。債務負担行為の期間につきましては平成30年度から平成32年度までとし、限度額につきましては1,452万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。(10)「小学校英語教育推進事業業務委託に係る債務負担行為の設定」について申し上げます。本事業は平成30年度から新たに高知市立小学校のモデル校1校において、小学校6年間を通した英語教育を推進しようとするものでございます。なお、限度額、手続、日程等につきましては先ほど申し上げました土佐山学舎と同様になっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。(11)と(12)の「神田小学校及び一宮小学校の給食調理業務委託に係る債務負担行為」について、一括してご説明を申し上げます。神田小学校及び一宮小学校につきましては、平成27年度からそれぞれ3か年の契約で学校給食調理業務の民間委託で実施しておりますけれども、共に今年度末をもって契約が終了することから、新たに民間事業者との委託契約を締結するもので、受託事業者に必要な準備期間を確保することから、本年10月から事業者の募集を開始しまして、12月には受託事業者を決定したいと考えております。債務負担行為の期間につきましては平成29年度から平成34年度までとし、限度額につきましては神田小学校は1億100万円、一宮小学校は8,100万円とするものでございます。なお、本年度につきましては業務の準備作業は行うものの支払は伴わないために、歳出の予算化を必要とするのは、平成30年度から平成34年度の5か年となっております。

続きまして、5ページと6ページに載せてございます、(13)と(14)の「針木と長浜の学校給食センターの給食調理等業務委託に係る債務負担行為の設定」について、一括してご説明を申し上げます。両給食センターの給食調理等業務につきまして、民間委託により平成30年度2学期以降、円滑に給食が実施できるよう債務負担行為の設定を行うものでございます。債務負担行為の期間につきましては、それぞれ平成29年度から平成34年度までとし、限度額につきましては針木が4億9,500万円、長浜が5億1,800万円とするものでございます。委託事業者の選定に当たりましてはプロポーザル方式により行うこととしておりまして、本年10月に公募をしまして、その後審査を行い、本年12月中旬には委託事業者を決定したいと考えております。平成30年1月から8月までを事業者の準備期間とし、平成30年度2学期以降の給食の完全実施をしていきたいと考えております。

続きまして、6ページの下段をご覧ください。(15)「オーテピア総合案内業務委託に係る債務負担行為の設定」についてでございます。新図書館等複合施設「オーテピア」の1階総合案内業務について、民間委託を実施しようとするもので、平成29年度から平成33年度までの5か年で、限度額につきましては2,762万8,000円の債務負担行為の設定を行うものでございます。委託事業者の選定に当たりましては入札により行うこととしており、委託期間といたしましては、平成30年7月から平成33年9月までの3年3か月を予定しております。

7ページをお願いいたします。(16)「オーテピア高知図書館フロア業務委託に係る債務負担行為の設定」についてでございます。オーテピア高知図書館の資料の仕分、配送、視聴覚カウンターの運営等、フロア業務につきまして民間委託を実施するもので、平成29年度から33年度までの5か年で限度額につきましては、3億4,186万6,000円の債務負担行為の設定を行うものでございます。委託事業者の選定に当たりましては、公募型プロポーザル方式により行うこととしておりまして、委託期間といたしましては平成30年7月から平成33年6月までの3年間を予定しております。

次に、(17)「新図書館等情報システム運用保守業務委託に係る債務負担行為の設定」について申し上げます。この件につきましては、平成28年9月市議会定例会におきまして、平成29年度から平成34年度までの6か年、債務負担行為の設定について既にご承認をいただいておりますが、新図書館等情報システム機器の納入時期の調整により、債務負担行為の事業年度を延長する必要が生じたことから、平成30年度から平成35年度までの6か年で債務負担行為を期間変更し再設定するものとなっております。

9月補正の予算議案につきましては、以上でございます。

続きまして、予算外議案の条例議案についてご説明を申し上げます。

まず、(1)市第100号「高知市報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例議案」でございます。資料集の1ページに条例議案、2ページから7ページにかけて新旧対照表を掲載しておりますので、併せてご覧ください。改正の趣旨といたしましては、高知みらい科学館に館長及び指導員を配置することに伴い、その報酬を規定するため条例の一部を改正するものでございます。なお、館長につきましては本年11月から、指導員につきましては平成30年4月からの設置を予定しております。

次に、(2)市第109号「高知市立市民図書館条例の一部を改正する条例議案」でございます。資料集の8ページから11ページにかけまして条例議案、12ページから17ページにかけまして新旧対照表を掲載しておりますので、併せてご覧ください。改正の趣旨といたしましては、平成30年夏に開館予定のオーテピア高知図書館において、高知県立図書館及び高知市立市民図書館が共同で施設を使用し、共通業務を一体的に行うことから、県市の整合性を図るため、開館時間や休館日等を改正するとともに、ホール等の使用料や駐車場料金を新たに設定するため、条例の一部を改正するものでございます。施行日は、オーテピア高知図書館の開館日を予定しております。

次に、(3)市第110号「高知みらい科学館条例制定議案」でございます。資料集は18ページから20ページにかけて条例制定議案を掲載しております。制定の趣旨といたしましては、高知市子ども科学図書館が狭隘化、老朽化したことから、自然科学、科学技術に関する資料や体験装置の展示、プ

ラネタリウム等を整備し、科学に関する学習及び体験の機会等を提供するため、高知みらい科学館を設置するものでございます。なお、施行日は平成29年11月1日とするものでございます。

次に、(4)市第111号「高知市立学校給食センター条例の一部を改正する条例議案」でございませう。資料集の21ページに条例議案、22ページに新旧対照表を掲載しております。改正の趣旨といたしましては、現在整備を進めております2か所の学校給食センターの名称等を規定するため、条例の一部を改正するものでございませう。名称はそれぞれ「高知市立針木学校給食センター」「高知市立長浜学校給食センター」としております。なお、設置の時期といたしましては平成30年度の2学期以降のできるだけ早期としたいと考えております。

条例議案の一覧ですが、8ページをお願いいたします。(5)市第112号「高知市春野郷土資料館条例の一部を改正する条例議案」でございませう。資料集は23ページに条例議案、24ページに新旧対照表を掲載しております。改正の趣旨といたしましては、オーテピア高知図書館の開館に伴いまして、高知市立市民図書館分館の休館日が改正されることから、高知市春野郷土資料館の休館日について、利用者の利便性等を考慮しまして、高知市立市民図書館分館の休館日と合わせるため、条例の一部を改正するものでございませう。変更の時期といたしましては、オーテピア高知図書館の開館日から予定しております。

次に、(6)市第114号「高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務に係る連携協約の締結に関する議案」でございませう。資料集の25ページから27ページにかけて連携協約案を掲載しておりますので、併せてご覧ください。本連携協約は、現在整備を進めております高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備するオーテピア高知図書館において、高知県立図書館と高知市立市民図書館とが行う業務のうち、それぞれの図書館に共通する業務を連携して処理するため、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、連携協約を締結するものでございませう。なお、この連携協約は高知県知事及び高知市長がこの連携協約を締結した旨の告示をした日から効力を生じるものとなります。

次に、(7)市第115号「高知県立図書館に係る事務の受託に関する議案」でございませう。資料集の28ページと29ページに規約案を掲載しております。本規約はオーテピア高知図書館の運営について、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、高知県立図書館の事務を高知県が本市に委託することについて、高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の受託に関する規約を締結するものでございませう。本規約は、高知県知事及び高知市長が本規約による事務の委託に係る地方自治法第252条の14第3項によって準用する条項、第252条の2の2第2項に規定する告示をした日から効力を生じるものとなります。

続きまして、(8)市第117号「学校給食用食器購入契約締結議案」から(10)市第119号「給食配送車購入契約締結議案」までを一括してご説明申し上げます。資料集の30ページから32ページまでにかけて、それぞれの入札経過表を載せておりますので併せてご覧ください。これらの議案につきましては、現在、整備を進めております針木と長浜の2か所の給食センターにおきまして使用する食器や食缶等の購入契約締結議案でございませう。一連の契約締結議案は、センター分を合わせたものとなっております。本年7月18日と7月24日に指名競争入札を実施いたしましたので、落札業者と購入契約の締結を行うものでございませう。

まず、(8)市第117号「学校給食用食器購入契約締結議案」につきましては、給食センターで使用します食器一式の購入を行うものでございませう。契約の相手方は株式会社丸三本店で、契約金額は3,402万円でございます。

次に、(9)市第118号「学校給食用食缶類購入契約締結議案」につきましては、給食センターで使用します食缶類一式の購入を行うものでございませう。契約の相手方は株式会社フジマック高知営業所で、契約金額は2,322万円でございます。

最後に、(10)市第119号「給食配送車購入契約締結議案」につきましては、給食センターから各学校に給食を配送するために使用する給食配送車13台の購入を行うものでございます。契約の相手方は高知日野自動車株式会社で、契約金額は6,056万3,490円でございます。説明は以上でございます。

横田教育長

今回は案件も多く、要点だけ簡潔に説明申し上げましたけれども、質問等ございましたらお願いをいたします。

森田委員

細かいところで教えてほしいのですが、予算外議案の(2)市第109号で、駐車料金が資料集に1時間400円と書かれていたんですけど、ここを利用する方がスタンプがあると安くなるとか、30分以内までは利用が無料とかがあるのかなと思いました。おまちで1時間400円は私から言ったら高いかな、300円ぐらいだったらいいかなと思いました。子供が小さかったらやっぱり車で行こうかなと思うのですが、もう決まってるんですか。

市民図書館長

1時間の駐車料金400円と言っていますが、オーテピアの利用者については1時間につきましては減免し、無料の扱いになります。併せまして、今回の議案ではございませんが、周辺の民間駐車場が一杯だったときに停める可能性もあって、その助成についても県と協議しているところです。それは平成30年度の予算には入っていきますけれど、そういう方向性で考えております。ただ、1時間を超えたら、ご負担していただくという考えでございます。

横田教育長

ちなみに駐車台数は。

市民図書館長

駐車台数は100台になります。機械式60台、自走式40台で100台のキャパがあります。

西森委員

細かいところなんですけど、資料集の13ページで新旧対照表がありまして、その上に「分室」という欄があってその下なんですけど、「前項の規定にかかわらず、施設の有料供用時間は午前零時から午後12時まで」と書いてあるんですけど、それは時計の針でいうと何時から何時なのですか。

市民図書館長

これは24時間ということです。

西森委員

ということですよ。こう書くんですね。

市民図書館長

これは実際には、オーテピアの科学館、点字図書館、図書館の開館時間が今の表でいうと前の15分には開けて、終わった後15分に閉じる設定をしていますが、どうしてもやっぱり止められた中では出されない方もおられるだろうということで、料金として取ると。泊車に仮になったとしても、その料金をご負担していただくという意味の24時間という表記でございます。

西森委員

分かりました。あと17ページですが、駐車場と有料施設のことが書かれてると思うんですけど、ここにある「超過使用料」の意味合いを教えてくださいたいと思います。私、最近、ある市の施設に個人的にご相談したことがあったんですけど、要するに9時から正午は、入りも片付けも含めてその時間なんですよ、ということで、「私、余計にお金払うんでお昼の時間帯に片付け時間を延ばせないでしょうか」と言ったら、「それはできません」と言われたんで、「はい。分かりました」と言って、それは規則だと理解したんです。この超過使用料は、ご相談したら1時間延ばさせてもらえるという前向きなものなのか、ペナルティというか、これだとお金を払えば延ばせると見えるんですけど、どのように捉えたらよろしいですか。

市民図書館長

この超過使用料につきましては、各団体さんを含めて使われる場合に、どちらかというところ、午後8時までというところですね。例えば何かの要因によって、閉館後お使いになられたいとか、それも何か理由があって許可するという話には多分なってくると思いますけれども。超過で許可することは職員が管理上いなくてはいけないことになってしまいますので、それを含めての判断です。例えば閉館後、少し図書館のエリアを使いながらやりたいといった話があった場合、具体的な想定はないんですけれども、お貸しした場合、料金を対価的にいただく意味の超過使用料ということなんです。基本的には、この時間帯の中で片付けも含めてやってほしいのは基本でございますので、具体が今のところ特にあるわけではないです。

西森委員

ありがとうございます。最後に、資料集の一番最後のページに関連する話ですが、この配送車の運転をするのは誰かという質問です。

教育環境支援課長

配送車の運転は、現在、調理の委託をしました業者に配送業務を含めて委託をする予定にしております。

横田教育長

その業者はいつ決めることになりますか。

教育環境支援課長

業者の選定ですが、今年度、この議案の補正予算を組んでおりますので、それぞれの業者の委託に関しましては、今の予定で10月に公募を開始をいたしまして、11月から12月の初旬の間に審査を行います。その後、12月の中旬には決定し、議会及び教育委員会に報告をさせていただき予定を進めております。

横田教育長

決定した業者さんが調理も配送も全て委託を受けてもらうということを前提に更に進めていくと。

教育環境支援課長

そういう業務委託を考えてます。

横田教育長

ほかに何かお気付きの点等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

横田教育長

それでは、ただいま委員の皆様から出されましたご意見等踏まえて、教育委員会として市長に申し上げるべき点についていかがいたしましょうかということになりますけれども、特になければ特になしということでお返しをしたいと思います。

よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

横田教育長

特になければお諮りをいたします。市教委第39号「平成29年9月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」は特段意見なしと決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第39号は原案のとおり決しました。

続きまして、報告事項でございます。「全国学力・学習状況調査の結果について」事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

資料をお手元にお届けしております。平成29年度全国学力・学習状況調査の結果の公表が昨日行われましたので、そのことに伴いまして本市の調査結果を報告いたします。それでは、今お配りの取扱注意の資料になりますが1枚目を開けていただいて、この資料を基に説明をさせていただきます。

まず1ページ目をご覧ください。ここに本日の朝刊にて公表がありました高知新聞の記事がございます。本県の算数Aが全国の中で3番目という位置にいる。さらには中学の数学についても全国との差が縮小していて、算数・数学について県では一定成果を収めています。その中段に県の教育長のコメントに、その一方で国語に目を向けますと、前年度を下回り今後の対応も必要であるとしております。特に今課題となっているのが思考力や判断力を伴うB問題で、このことにつきましては本市におきましても長年の課題であります。この県の中でも45%を占める本市の結果がどうか、この後詳しく説明させていただきたいと思っております。

2ページ目をご覧ください。ここが本市教育長コメントという形でまとめさせていただいていますが、上段からいいますと小学校6年生の結果、それから中学校3年生の結果です。中段になりますと、児童生徒質問紙もございますので、そのことに触れまして、最後、後段では現在の状況、今後の取組状況を載せています。このことを詳しく次のページから図や表を基に説明させていただきます。

では、3ページをご覧ください。これは本年度の本市の結果となります。黄色い字で示している行がありますが、高知市として国語A・Bと算数A・Bがあります。Aは基本的な基礎問題、Bは活用問題となりますが、2段目に全国の平均正答率があります。見比べていただいて3番目に全国比ということで、本市は小学校におきましては全国比105を目指しておりますので、例えば国語Aでありますと100であり、ほぼ全国並みです。国語Bは若干全国を下回り、算数Aでは103で、これはかなり我々が目指しているところに近いです。算数Bが101なので、これも全国並みになります。さらに差で言いますと、国語Bがマイナス、これは本当に誤差の範囲ではありますけれども1ポイント下回って、それ以外では全国を超えています。特に算数Aについては2.2ポイント超えているということは先ほどの県では全国で3番程度なんですけど、これは103というところと言うと、全国比で全国の平均より少し下で、4番グループになろうかと思っております。

そこで、その下の高知県を見ていただくと、ここは整数値の扱いになってます。これは文科省が今年から初めて導入しました全国平均成長率を、整数値のみで公表する形になってます。国自体の公表は小数を使っているんですけど、県や市町村や学校レベルでは、小数の部分は誤差の部分ということで、更に過度の競争をあおらないということもあって整数値になっています。我々高知市といたしましても実際計算上小数も出ますので、小数を出す場合は各市町村での判断ということになっており、今回は今までの経年もありますので、県も小数第1位で出していますので、小数を出した形で行っていくことになっています。

そこで、4ページ目の上の段をご覧ください。平成19年度から始まりまして、本年が11回目の調査となります。経年をここでは全国との差で示してますので、真ん中にあります点線のゼロが全国平均で、一定、平成25年がかなり良い結果でありながら、最近は少し全国平均に近づいている状況です。先ほど申しましたけど、この中でいう算数Aが過去最高で、全国の差でいいますと2.2ポイントで上がっています。そこに点線の矢印で示してるのが、我々が全国105を目指したときにはもう一踏ん張り必要だという意味です。この矢印が短いほど全国目標の105に近い、矢印が長いほど

全国105から開いてるということで。特に赤の国語Bはマイナス1.0ポイントで、矢印も全国105にはちょっと差がある状況がございます。ちょっと気になるのが算数A・Bは一定成果が出てるんですけど、やっぱり国語が少し下がってきています。下がってきているのも全国平均に近づいてきているということなんですけど、そういった状況がございます。

次に移ります。小学校だけ先に申しますので5ページ、6ページをご覧ください。ここで度数分布的に全生徒がどのような状態であるかを示してあります。5ページの上段が国語A、下段が国語B、6ページが算数AとBになっています。

国語Aで見えますと、ちょうど左上の表の中では、平成28年度と昨年度との比較で申しますと、若干下がっていることとなります。得点自体も下がってますし、全国との差も縮まっています。全国の数字で言いますと、得点はやっぱり上がっている状況がありますので、全国を超えていますけれども、下がりぎみであります。棒グラフが高知市で、黄色の折れ線が全国なので、形状を見ますと問題の11問正解から13問正解のところはちょっと全国よりは多いが、満点である15問というところが全国より少ないというところでの今の結果となっています。下の国語Bになりますと、やはり全国との差がマイナス1.0で全国を下回っていることから、その正答率の問題数7問辺りのところで全国より下回ってるので、この辺で逆に1問、2問、3問のところは全国よりも多い、この度数分布からもいいまして、そういった全国より若干下回った結果です。

算数になりますと、若干先ほどのお話にありましたように、今回80.8なので、全国から見ますと2.2ポイントプラスで、かなり高得点の14問、15問正解の児童が多くなっております。下の算数Bで言いますと、これにおきましても全国プラス0.6。これは昨年がマイナス0.3で非常に厳しかった状況だったので、今年は全国を超えまして、9問、10問、11問という、7問辺りからの正答率が上回っている。ちょっと気になるのが、1問、2問のところも多いということで、二極化の状況も出ているのではないかとということなんです。

次に3ページに戻っていただいて、今度は中学校になります。

中学校は国語Aから数学Bまで、3段目の全国比で見ますと、国語Aが94。高知市は100を目指してますので、そういうことから言うとあとの国語B、数学A・Bにつきましてはやっぱり80台ということは、まだまだ全国平均には及んでない。特に差で見ますと、国語Aがマイナス4.7ですが、国語Bもマイナス8.7であるとか、数学A・Bは7点台、7.6ということでまだまだ課題改善には手を入れなければいけないということです。県の平均もその下にあるわけですが、右の4ページからの経年で見てみますと、全国平均には近づきつつも、いま一つ伸びが低迷しているというか、踊り場状態に達しています。実は昨年、この平成28年の結果をお見せしたときに、この会の中からもお褒めの言葉というか、「この矢印はすごく右上に上がっている」というコメントをいただきました。これは分析としてはどうなのかと思うんですけども、一つ見ていただくときに上の段の小学校の平成25年が先ほどの国語Aがすごく良かったということだったんですけど、この子供たちの集団が中学校に来ると、3年後ですと平成28年になります。ということで、一定、高知市の場合は小学校での集団が特に私学等へも3割、4割は抜けたりはするんですけど、一定の集団が平成28年には来ていたのかなど。それを言うと、平成26年の小学校が少し下がったことが平成29年になってるのかなということなんです。これが全てではなくて、小学校の動きと、さらには小・中連携で中学校の動きでの連動性もありますので、今後は小学校の動きも見据えながら、中学校では弱みは強みに変えながらとか、また小学校にとっては、やっぱり小学校で一定のレベルまで上げることで、我々が目指したように105に上げることで、中学校の100に近づくのではないかとということが、また今後も学校とも話をしていきたいテーマとなっております。

また下に行きます。中学校の度数分布の7ページ、8ページをご覧くださいと、7ページは国語なんですけど、ここでやはり厳しいのは、高知市の平均は実際数値として下がっている中で、県や全国の平均値が上がっているという逆転作用があるわけなんです。当然ながら高得点の28問以上のところ

で、やはり全国との差というか、隙間が大きくなっております。国語Bにおきましては、実はここで高知市の実際の得点を見ると、61.5から63.5と実は上がっています。しかし全国との差が広がっているということは、全国の伸びがかなり大きいということがあって、全国との差でいうと厳しくなるんですけど、高知市自体でいうと正答率は伸びているところを捉えながらになるんですが、度数分布で見ますとその後、特に7問から8問、9問の全国との差、ここでいう隙間の部分が顕著に見られるところなんです。その分、数学A・Bにつきましては、先ほども若干は全国との差が縮まってるとお伝えしましたが、やはり度数分布表で見ますように、下位層が多いということと、上位層の差がやはり歴然としております。昨年度からの差で言いますと7.7だったのが7.6と、0.1ポイントは縮まりつつも、やはり7ポイント差があるという大きな差があります。

9ページをご覧ください。ここで高知市の上段が小学校になりますが、全て43校の分布図を入れています。横軸は国語、縦軸は算数での分布でありまして、特にその黄枠の中で全国比が、我々が目指す105をクリアしている学校が7校ございまして、中には小規模校もありながら、さらには一定の規模の学校もございまして。そういった一定規模の学校の取組も、今後きちっと広く行うようにしていきたいと考えています。特にこの枠に入っている学校の取組としては、やっぱり授業改善が確実に進んでいる学校であるとか、あとは放課後や冬季休業中の取組が充実している、質の高い取組をされてることも我々は知ってますので、そういったところをまた広め、特に平均値に集中していますので、こういった集団が少しでも右上に移動するようにし、さらには少し厳しくなってる学校については個別のスーパーバイザー等も含めた、指導主事等の派遣の中で、個々の学校への対応を考えているところです。

下の段は中学校になります。中学校ではこの目標値の100以上は3校なんですけど、すごく近づいているところが2校ありますので、約5校が上位校になってます。本当のトップは小規模校になるんですけど、その一定の近づいている学校も含めて、以前少しお伝えした学校プラス中規模校では2校増えてきてますので、こういった学校の動きをしっかりと我々は検証していきたいと思っております。特に共通しているのは、やっぱり校長先生を中心としたリーダーシップを基に学校が組織として、しっかりと取り組まれているところが根底に見えてきますので、他の学校がやってないわけではないですけど、やり方、若しくはその内容について、そういったモデルになる学校の内容を更に周知していけるようにと思っております。やはり中学校は学校間の差もあつたりしますし、地域での課題とかその他もろもろがあるわけですけど、そういうことをお互い我々は学校ともまた個別の対応もしていきたいところです。

10ページの上をご覧ください。全国調査というのは学力だけでなく学習調査でもありまして、今回、文科省も、ここに視点を当てるべきではないかというメッセージもあります。ここに出しているのは、先ほどのA中学校、B中学校。Aが、9ページの下段の一定規模の学校の一番良かった学校。B中学校は、今回、全国の100に近づいている学校です。下の段のA小学校は、A中との小・中連携をしてる学校になります。先ほどの中学校ではもう一つの近いところの、こういった中規模校も全国平均に近づいているということです。そこで項目で見ますと、左側からの例えば6番、10番では自己肯定感のところ、それから例えば15番は我々も取り組んできた学習習慣の確立。さらには、40番、41番は先生方の取組や動き、結構ポイントなのは60番、62番、64番で、授業改善と言いつつも、文科省がこういった内容を充実してほしいというメッセージで、子供たちのアンケートで、ここの下の段にあります赤の枠になっているのが、全国を5ポイント以上上回っているということなので、先ほどのA、Bにつきましてはかなりの項目、特にAについては全ての項目で全国を5ポイント上回っているということになります。さらには72番から77番でいうと、国語の教科について、それから71番、81番、85番が数学という教科についてのことも、これもすごく大事なことで、こういった子供たちの調査から見えてくるものも、学校としてはしっかりと今後捉えてほしいということは、我々も今後メッセージを出していきたいところです。

最後になります。その下の段はこの平成29年から進めているアクティブ・プランで、現在、学力第二ステージが最終年度ですが、また今年から4年間こういったプランを基に学校には取組を周知していきたいと思っています。

最後に、別紙で1枚付けているものがありますが、先ほどの中学校の国語Bの読解力が非常に厳しいということで1問出させていただいて、これを十分検証する必要はないんですけど、これは中学校でB問題が3問あります。そのうちの1問ですので1時間50分で3問やらなければいけないということは、1つこれを大体15分から20分以内にはこの問題を仕上げなければいけません。

最初にありますように、この学校図書館で生徒が作った本の紹介カードというのがそこにありまして、そのカードを見て図書委員さんが実際にその本を読んでみました、となっています。そこで、青山さんが本の紹介カードと読んだ本の一部を読み取ります。これはかなりの読解力、短い時間でこれを読み取った中で小問が1, 2, 3とありまして、1で言うところは全国との差はマイナス4.3, 79.8ということで結構短答式でいうと80%近くあるんですけど、2になると75%となって全国から8.2低い。一番やっぱり厳しいのが記述式解答の3番になります。ここには読書記録というのがありまして、その中に心に残った一文をこの上の段から、上の本の一部から抜き取ることで、その抜き取った一文の感想を書く、としています。なお、この感想については具体的に書くということなので、そこで解答例を載せてありますが、そのような解答ができたものが本市でいうと29%、全国でいうと41.4で、県でいうと36というマイナス、全国比でいうと12.4ポイントということなので、これから学校ではこういった読書活動が必要になるのではないかと思います。特に今回、小学校にも大きくこの読解力の厳しさがあって、そこでいうと授業の中での一つの教科書という長文読解をやっているんですけども、その教科書外の別でのそういった体験があるかとなると、なかなかどうなのかなというところで、そういった機会をこれから設けるといっても今後更に考えていかなければいけないのかなと思います。このテスト対策ではないんですけど、子供たちが本当にそういう力が身につけているかは、一つの教材を徹底して丁寧にすることプラス広く対応できる力が身につけているかを今後我々も検証していかなければならないところでもあります。これで、全国調査の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

横田教育長

この件に関しまして、何かご質問等ございましたらお願いをいたします。

西森委員

今、正におっしゃってくださった国語Bなんです。特に最後の問題です。いろいろ思うことがあるんですけど、まずこれについてどんな回答が本市で出てきたかという、ある種研究と言いますか、それがある程度正答ではないということであれば、どのようにしてそれを変えていくのかという検証作業をする予定はあるんですか。

学校教育課長

これは当初、記述式解答の課題は平成19年から実は根強くあるものでありまして、一つは高知ではやっぱり無解答の数が今回も20%には行ってなかったんですけど10%の後半、17%ぐらいがまず何も書いていないという間違いから始まりまして、あと全国の調査というのは解答累計という形での部分が満たされていないので間違いになったか、最終的には正解か間違いかということで、部分点はありませぬので、そういった段階が応じて解答累計であります。言っていたように子供たちがかなり良いところまでいって間違っているのか、かなり厳しいところから駄目なのか、若しくは全く文字も書いてない無解答なのかということです。学校としては無解答については一定かなりの取組もされて、そこからまず始めようということで高知市として進めているところです。一時期から言うところのそういうところは少なくなっていますけど、まだ正答率にたどり着いてない取組になっております。

西森委員

私、この問題について本当に思うことがいろいろあって、まずこれは多分一つはテクニックが要ると思っています。多分、この短い枠の中で答えるには問題文で表現について何かを書くことと言われたとき、そもそもどう書いていいかわからないというのが私の率直な感想で、読んだらその表現は、「あっ、なるほど、何とかという表現はって書けば良いわけね」というような、ある種主語をどう置いて述語をどう置くかというパターンさえ知ってしまえば、極端に言うとならだけでかなり書ける可能性が出てくる。

次に言いたいのは、それをやることの意味は考えなきゃいけないとされていて、所詮テクニックですよ。そのレベルの話で言えば。そういうことで数字が動くのであれば、やったら良いと思うんですけど、正直それがそんなに大事なことも思えないというのが一つありまして。すいません、斜に構えたことを言って申し訳ないんですが、これを見たときにこの問題文自体に、これ良いのかなって。この比喻と言っていますが、これ比喻なんですかね。文章を素直に読んだら、「柳の葉の流れるような文様が」という日本語自体が非常に不正確。柳の葉が描かれているのかなと読んでも全然おかしくないという意味では、書き方もこの文章自体が非常に優れた文学者が書いたものだと正直思えないという批判的な見方をすればこんな迷わせる問題を作っておいて、子供に読むようにとは無理がある。

だから、そういう意味で子供たちがある程度点数をとって自信もつけさせてあげたいし、高知市の全国の位置付けもありますし、それは当然謙虚に受け止めなきゃいけないものがあるとは思いますが、それはそれとして、やっぱり分析してみてください、子供たちが素直な感性でこう書いてバツがついている。けれど、これは所詮テクニックで書き方を知らないだけじゃないとか、ちょっとテクニックを教え込んだら、それがちょっと伸びて、「そうか。あとはその程度のお付き合いで良いんじゃない」という、本質的に文学はこんなことじゃないという話もあり得るのかなと思って。

私、素直にこれが真面目に比喻かと思って必死になって探して、要するに擬人法とかいろいろありますよね。ああいうものも含めて比喻って言うんですか。何か、要するに比喻の中にもいろいろ種類がある中で、本当の意味で比喻と言えるものは実は少ないんじゃないかなと思ったりもするんですよ。例えば今の部分はどうなんでしょうね。先生方がいらっしゃるときに言うのも何なんですけど、例えばこの中に擬人法は使っては駄目とか、いくつかテクニックの中で厳密に比喻といえるものはどれだとか言い出していたら、結構難しいだろうなと思ったり。ものすごく情感のある文章なので、空想を膨らませてもうちょっとスペースを置いて、ものすごい父と子供の情感の交わりだったりとか、この子自身の感じる骨董に対する審美眼の鋭さだったりとか、そういうものに対する想像を膨らませてもうちょっと書かせてくれるんだとしたら、それはやっぱり国語力かもしれないけど、この短い中に書きなさい、書けたら丸です、と言われたら、まずやっぱり書き方を覚えないことには対応できないと思いますし、本当を言うと、それで測られたらたまらないという気がします。それより、柳の葉の流れる、見たときにはこれが比喻で、要するに流線系の何かが書かれて、これは比喻なんだって思えるんですかね、この文章自体が。

この問題が「宮下奈都『スコールNo. 4』による」と書いてあるんですけど、これは何か小説家の文章が基になっているんでしょうかね。元の文章が自分らしさとは何だろうと、スコールNo. 4に絵が書いてあって、宮下奈都と書いてあるので、ひょっとしたら問題文のためにできた問題文じゃないかと思ひまして、そういうもので学力を測るのが果たして良いのかなという気もするんですよ。何かごめんなさい。文科省に真っ向から反対するわけじゃございませんが、やっぱり本来、将来的に子供たちがどういった学力を身に付けるといったときに、そういうわけでお付き合いは大事だけれども、でも、本当の意味で何で学力を測っているんだということは本市独自の取組があっても良いのかなとか、あるいは文科省に一回物申して、そんなくだらないことを教育委員が言っていたと言って良いのかなと。私はこれが素直に比喻と読めなかったということですけど。

学校教育課長

お答えにはならないかと思いますが、この解答につきましては一つの例でありまして、いくつか解答例があります。先ほどの枠でいうと、なかなか伝えづらいところがありますので。

西森委員

そうですね。

学校教育課長

先ほどの説明で一つ訂正をさせていただきます。無解答が違った問題を勘違いをして、この問題については23.2なので、2割強が無解答だったということで、そういったレベルだけの話ではなくて、西森委員さんから言っていたいただいたご意見は、また学校といろんな協議する場では話題の一つにさせていただけたらと思います。

西森委員

多分、これが正解なんだと思うんですけど、この短い枠で書くとなったら本当にこの文章を素直に感動して読んだ子にしたら、まずここで型にはめて何かの答えのパターンで書かないといけなくなってところで、多分書けるものが本当に限られてくるなという気がしました。

横田教育長

これは何か、解答が子供に付度を求めるような、何やらそのようにしか見えませんね。

谷委員

この心に残った一文の解答例というか、感想も良くないですね。生徒がこういうところを選んで、こんなイメージをすることができないという感想を書くのでしょうか。あまりないと思いますが。

ただ私が思うのは、この問題そのものがどうなのか、ということもあるかも分からないけど、重要なのはやっぱり無解答は前から多かった。それをとにかく書くということ、無解答を無くしてこうと。やっぱり何でも書こうとしたときに書ける子供に育てようという、どの子もね。そのように取り組んできてるはずだと思うので、こんなに無解答率がなかなか下がらないというのは厳しいなど。それは一つ思いますね。

国語で、全国のいただいた資料の10ページの例えば62番「1、2年生のときに受けた授業で自分の考えを発表する機会では、自分の考えをうまく伝えるよう資料や文章、話の組立てなど工夫して発表していたと思いますが」。これはもう発表するのも書くのもあると思うんだけど、やっぱりこういうことは小学校の国語の授業でも何度もやってきているはずなのね。作文も読書感想文も書いたりしてきているから、そこをやっぱり一層充実させていく、そういうことがどこの学校でも、この結果からしたら、今後一層求められることじゃないかなと思います。社会に出てからも「あなたの考えはどうですか」と聞かれることはあるし、何かメモでも書かなきゃいけないときもありますよね。そのときに書けるかどうか。やっぱり、これからの社会で生きていく上で、誰もが子供が身に付けておきたい力という。だから高知市としては、今回は整数になったために、何位かとずららずらあって、ここに入ったとか入らないとか、それが大事というのは分からなくもないですけど。でも、やっぱり高知市としては一人一人の子供に書くといったら何らかを書かせるとか、考えを持たせることができるとか、そういう基礎基本、話す、書く、読む、聞く。そういう基本的な事項、国語にしても算数にしても、きちんと日々の授業でやっていく。そういうことが子供たちの未来を考えたときに大事なんだと。だから、学テも思い出してみたら、ずっと前に学テをやり始めるときの目標は、結果を見て足りないところをそれぞれの子供に指導するために、この学テはあるんだとしたけれど、今や結果を必死で見て何位だった、どうだったと。そんなところが先走りしているような気がします。やっぱり学テの本来の目指すところとか、子供たち一人一人の学力向上が学校教育の使命であり、高知市としてもそこを進めていかないといけない。取組を真摯にやっていくみたいな部分が出せないかなと思います。

記述式の無回答の部分は減らしたいですね。どうしても減らないというのがありますよね。随分前から。だから学テの分析を見ても、何かいつも無解答を上げないといけないと言うけど、毎年あまり変わらないような結果になる。取り組んで、また次の年もというような感じもするので。一人一人にやるのは良いんだけど、これを公表して全部に都道府県の順位を付けるのが良いのかどうかということも思います。だからこそ多分、文科省は今度整数にしてあまり順位が分からないように配慮したんだと思うんですけどね。何か、そんな学テのための学テみたいにならないようにしないといけないとは思いますが。でも、頑張ってるところもあり、算数なんかもすごいじゃないですか、良いところもあるので。

それともう一つが、やっぱり学年の波というか、その学年その学年ですごく手を足さないといけない学年もあるし。順々に段階的にきれいな形で上がっていく、比例するとか。なかなか学力の点ではそんなことはないからこそ、一人一人を見ないといけないということですよ。

森田委員

私も先ほど先生方がおっしゃったことで、国語が1つ、数学は2つぐらい、要するにどうしたらいいのか考えました。書くのはやっぱり一番難しいと思うんですけど、まず書きたくなるような。例えば宿題で、今まで書く練習とかいっぱいしていますけど、例えば親の立場として見ると、子供が「こうこう、こんなことがありました」とかいろいろ書いたときに先生の赤い字が「ああそうか、こんなことがあって。それは嬉しかったね、また聞きたいな」とか書かれたら、また書こうっていう気持ちになるんですけど。ある先生は「良かったね」で終わりにされてて、それで子供は別に見ようとしなくて。そういうまた書きたい、同じことを書いてもそのコメント一つで、また次に先生にこんなこと書こうというモチベーションもまた違うかなと、先生の声掛けも大事かなとちょっと思いました。

それから数学ですけど、数学の概要の一番最後のところで見ると、ちょっとショックだなと思ったことは、やっぱり数学の授業で学習したことは、86番の質問紙調査の結果から一番最後のページで、数学の授業で勉強したことが将来役に立つかいうと、A中学校では6割くらい役に立つと言ってるんですけど、そんなにみんな、数学は役に立たないと思っているのかと。私は大学で数学を専攻したんですけど、数学はこの社会の中でどれだけ埋め込まれてるか。だから、それこそ小学生だったら、100円でこのお菓子をどれだけ買えるかというのは必死でやりますけど、 $(-2) \times (-3)$ だったらもうやる気がないとか、因数分解になったらやる気がないとか。そういう生活にどれだけ根ざしてるかを数学の先生方が伝えられるかというのも、受験のテクニック等も必要かもしれませんが、それも要ると思います。そういう生徒への問いかけ、数学はこんなところにある、というような先生方の授業の仕掛け方も大事かなとも思いました。あともう一つは、今日、家庭科の先生といろいろお話をする機会が午前中にあったんですけど、中学生になって裁縫の時間で縫うところの玉止めが中学生になってできない子がいるという話で。家庭科もそういう衣食住の積み重ねの学問なんですけど、玉止めができない子がズボンが作れるわけない、卵が割れない子がケーキを作れるわけがない。やっぱり数学も同じじゃないかと。中学校の点数をどう伸ばすかという、中学校に特化するより小学校に重点を置いて、基礎を学習する機会が要ると思いました。

学校教育課長

中学校の数学の数字を見たときに全国が37.7、本市でいうと38.7とほとんど全国に近い。その中で大津中が61なので、これはやっぱり学校としてどういう取組をするべきか。私が数学を過去教えていたときに、先ほど言われた中学3年であってもやっぱり苦手なお子さんは、社会に出たら四則計算が分かればそんなに生活に困ることはないという発想なんです。そこと、その教材である一般的には教科書であったり、又は教科書に付随した身近な生活の場面であったりということにつなげながらいくことで、数学を論理的に論じるというのが最終的な目標なんです。目の前のまず必然性というか、そこも織り交ぜながら子供たちとやっぱり関わっていかないと、本当に別の学問であ

って、これが将来的に自分の生活とつながらないということになると、やっぱり興味、関心が薄らいでこういう解答になるのかなと思います。特にこのまま1つの学校で、半数以上の子供さんがそういう意識になってるといふ日々の取組も、自分たちもきちっと検証しながら広げていかなければならないかなと。高知市全体がまだまだ厳しい数字なので、これが実態だと思います。今後、そういう取組が必要かなと感じたところです。

横田教育長

よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は ー い】—————

横田教育長

それでは、以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これで、教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時25分

署 名

教 育 長 _____

3 番 委 員 _____